

浄化槽法定検査の 手数料が変わります。

令和8年7月1日から

浄化槽をご利用の皆様へ

いつも、浄化槽の維持管理にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

これまで、浄化槽の法定検査手数料につきましては、平成7年度の改定以降、長年据え置いてまいりました。

しかし近年、物価の上昇や運営にかかる費用の増加により、現行の手数料のままでの運営が難しい状況となっております。

このため、埼玉県の承認を受け、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり手数料を改定させていただくこととなりました。

今後も業務の効率化や経費の削減に努めてまいりますので、ご負担をおかけしますが、事情をご理解のうえ、ご協力いただけますと幸いです。

浄化槽法定検査手数料 人槽別一覧表

人槽区分	【改定前】 検査手数料（円）		➡	【改定後】 検査手数料（円）	
	法 第 7 条	法 第 1 1 条		法 第 7 条	法 第 1 1 条
10人槽以下	13,000	5,000		14,000	6,000
11～20人槽	14,000	7,000		15,000	8,000
21～50人槽	16,000	10,000		17,000	11,000
51～300人槽	21,000	13,000		22,000	14,000
301～500人槽	23,000	15,000		24,000	16,000
501人槽以上	40,000	32,000		40,000	32,000

※法第7条検査：浄化槽を新たに設置した後、最初に実施する検査。

法第11条検査：浄化槽の維持管理状況を確認するため、毎年1回実施する検査。

検査手数料は、非課税です。

- 改定は令和8年7月1日から実施されますが、継続して検査を受検されている方につきましては、令和9年4月1日から新料金が適用されます。
- 令和8年6月30日までに検査をお申し込みいただいた場合は、旧料金が適用されます

※詳しくは指定検査機関へお問い合わせください。

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

法定検査部 深谷市田谷 11

☎048-501-5707

